

令和 8 年度
水素利活用促進支援業務

業 務 仕 様 書

令和 8 年 7 月

岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県が実施する「令和8年度水素利活用促進支援業務」（以下「本業務」という。）に関し、岩手県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

1 本業務の目的

岩手県では、平成31年3月に策定した「岩手県水素利活用構想」において、再生可能エネルギー由来の水素の利活用を通じて、持続可能で低炭素な社会の実現に向けて取り組むこととしている。

本業務は、令和7年度に構築した水素利活用モデルについて、その実装に向けた具体的な事業モデルを提案するとともに、事業者の参入における課題やニーズ等の把握、事業者間の連携促進及び水素の需要側と供給側のマッチング機会の創出を目的とした交流イベントを開催するものである。また県民や事業者等の水素に係る理解促進・普及啓発を図るためのセミナーを開催するものである。

2 本業務の概要

（1） 業務の名称

令和8年度水素利活用促進支援業務

（2） 履行期間

契約締結日から令和9年3月23日(火)まで

（3） 業務内容

※ 本業務は、民間事業者の創意工夫による多彩な提案を求めるものであり、イベント開催方法等の詳細は仕様で定めないが、以下の要件を踏まえたものとする。

ア 水素利活用モデルの実装に向けた具体的事業モデルの提案等

- ① 「令和7年度再生可能エネルギー由来の水素利活用モデル構築等業務」において構築した水素利活用モデル（※）について、コスト面等の課題や条件等を整理の上、より具体的な事業モデルを提案すること。
- ② 将来的に水素利活用が見込まれる県内事業者の掘り起こしを図るため、県内企業の水素や脱炭素に関する取組状況や関心について、アンケートやヒアリング等による調査を行うこと。

イ 水素利活用モデルに係る事業者向け交流イベントの企画・運営

- ① 上記アによる事業モデルを踏まえ、事業者の参入における課題やニーズ、条件等を把握するための意見交換及び水素の需要側と供給側のマッチングのためのイベント（意見交換会、個別相談会等を想定）を企画・開催すること。
- ② 交流イベントは1回以上開催すること。
- ③ 交流イベントをきっかけとして、県内事業者が将来に向けて水素利活用の具体的な検討をスタートできるよう、「令和7年度再生可能エネルギー由来の水素利活用モデル構築等業務」の成果物（※）を活用しながら、活発な意見交換や連携を促すコーディネートを行うこと。

※【資料2-1】令和7年度再生可能エネルギー由来の水素利活用モデル構築等業務報告書（概要版）のとおり。

- ④ 交流イベントの対象事業者は以下のとおりとすること。
- ・ 将来的に水素の利活用や供給が見込まれる（関心のある）県内事業者
 - ・ 水素の供給・製造や、水素製造機器・システム提供等を行う水素関連事業者
- ※ 水素関連事業者については県内外を問わないが、県内事業者の課題やニーズに対して適切な商材やソリューションを示すことができ、具体的なアドバイスや課題解決まで踏み込んだ提案ができる事業者を選定すること。
- ⑤ 講師やコーディネーター等の依頼、会場・機材の確保、チラシ作成等、交流イベント開催に必要な手続きは、全て受託者が行うこと。

ウ 水素利活用セミナーの企画・運営

- ① 水素社会の実現に向けて企業や市町村・県民を対象に水素技術等の最新の動向を発信し、水素に係る理解促進・普及啓発を図るためのセミナーを企画・開催すること。
- ② 水素利活用セミナーは1回以上開催すること。
- ③ 講師依頼、会場・機材の確保、チラシの作成等、水素利活用セミナー開催に必要な手続きは、全て受託者が行うこと。

エ 報告書作成

受託者は、事業モデルの提案、県内事業者への水素や脱炭素に関する取組状況や関心に係る調査結果、交流イベント及び水素利活用セミナーの開催結果及び県内事業者の水素利活用への参入等を進めるために必要な取組の提案を含めた調査報告書を作成すること。

オ 協議・打合せ

業務実施に当たり、協議・打ち合わせを行う。打合せは3回程度を想定するが、必要に応じ適宜実施するものとする。なお、打合せ実施に当たっては、Web 会議システムを活用するなど、効率的な実施に努めるものとする。また、協議・打合せに関する議事録について、都度作成し、岩手県に提出すること。

カ 自主提案

企画提案参加者は、上記ア～オによらず、本業務の目的の達成に資する取組の企画・運営・管理について、予算の範囲内で提案することを妨げない。

3 成果物

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

- (1) 調査報告書 2部
- (2) 本業務に係る資料・写真等の電子データ 1式

※ 電子データは、CD-R・USB等の媒体に収録し、Windows11上でデータの保存、編集、表示が可能なものとする。電子データの作成に使用するソフトウェアは、Microsoft Word 及び Microsoft Excel を原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途協議すること。

4 スケジュール

本業務は、概ね次のスケジュールでの進行を予定していること。

なお、詳細については、岩手県と受託者が協議のうえ決定するものであり、次のとおりとならない場合もあること。

時期	主な業務内容
令和 8 年 9 月下旬	契約締結
令和 8 年 10 月 11 月 令和 9 年 2 月	打合せ ※11 月は具体的事業モデルの提案 を踏まえた打合せとする。
令和 8 年 12 月	交流イベント
令和 9 年 1 ～ 2 月	水素利活用セミナー
令和 9 年 3 月	成果物納入

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を岩手県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限 イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 岩手県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 岩手県は、上記「(1) 再委託等の制限 イ」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、岩手県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から岩手県に移転することとするが、その詳細については、岩手県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下この項において「法」という。）に基づき、受託者は、個人情報の取り扱いについて、次のとおり安全かつ適切に管理をする。

ア 受託者は、法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、本業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び本業務に従事する者を指定し、岩手県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、本業務において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も岩手県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、岩手県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、岩手県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、岩手県の指示に従うこと。

(7) その他

本業務の実施にあたり、この仕様書に記載のない事項、またはこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、岩手県及び受託者において協議の上、これを定め、業務を実施することとする。